

平成26年9月10日

雲南市議会議長 深田 徳夫 様

島根原子力発電対策特別委員会
委員長 堀 江 眞

島根原子力発電対策特別委員会視察研修報告

下記の通り視察研修を行いましたので、その結果を報告します。

記

- 1 日 時 平成26年7月30日（水）～8月1日（金） 2泊3日
- 2 視察先 福島県浪江町（7月30日・31日）、桑折町（8月1日）
- 3 目 的 原子力発電所立地の周辺自治体における東日本大震災と福島原子力発電所の事故の被害状況及び復興の取り組みの現状と課題を視察研修する。
- 4 参加者 委員長：堀江眞 副委員長：多賀三雄
委員：藤原信宏、細田実、安井誉、矢壁正弘、松林孝之
議長：深田徳夫
議会事務局：細木弘志
- 5 視察内容
 - (1) 浪江町
30日（水） 午後2時から午後4時30分 浪江町役場二本松事務所 2階大会議室
対応 檜野照行副町長（あいさつ）、小黒敬三議長、佐々木恵寿副議長、馬場績議運委員長
岩野善一事務局長
テーマ：「東日本大震災の被害、復興等の取り組みについて」
～特に原発事故に関する事項について～
檜野照行副町長、小黒敬三議会議員のあいさつ、小黒敬三議長及び岩野善一議会事務局長から資料に基づき説明を受けた後、質疑応答をした。
【主な説明内容】
 - ・浪江町は、東京電力福島第1原子力発電所が立地する双葉町の北隣の町。5～35km 圏内。
 - ・現在は、東の海岸部が帰還準備区域、その西の市街地が居住制限区域で、日中は住民が立ち入りできるが宿泊はできない。電気は復旧したが、上下水道は未復旧。その西、町の大部分を占める山間部が帰還困難区域である。現在も町民全てが町外での避難生活をしている。
 - ・災害発生後津波を警戒し、沿岸部の小学校、幼稚園は高台に避難し全員無事であった。日ごろからの避難訓練をしていたこと及び過去の経験による判断であった。
 - ・2011(平成23)年3月11日の地震発生当日21:23に政府は、3km圏内に避難指示、10km圏内に屋内退避指示を出したが、浪江町には連絡がなかった。報道により事実を確認した。
 - ・東電との間に災害時の通報連絡協定が結ばれていたが、実際には事故発生当初から連絡は

なかった。

- ・3月12日の5:44に政府は、10km圏内に避難指示。この時も町には連絡なし。報道により事実を確認した。
- ・6:07に町災害対策本部の判断で、10km圏外への避難を決定。立地自治体は、東電がバスを用意したが、浪江町は市民バス等独自の対応となる。20km圏外へは通常車で30分のところが、渋滞で3～4時間かかった。
- ・18:00には、災害対策本部を、本庁舎（原発から8.65km）から町内西部の津島支所（同29.42km）に移転を完了した。この時放射能に関する情報は一切なかった。
- ・3月15日11:00に政府は、福島第1原発から半径20キロ～30キロ圏内の住民に避難指示。13:00から自家用車及び町が手配したバス等で順次移動する。
- ・21:00 災害対策本部を二本松市東和支所（同43.4km）に移設。
- ・浪江町役場を4月4日に二本松市東和支所に設置。5月23日には二本松市郭内の男女共生センターに移設、平成24年10月1日に現在の二本松市北トロミの工業用地（同52.6km）に移転した。出張所は福島市・本宮市・桑折町・いわき市・南相馬市に開設。
- ・原発事故とスピーディー（SPEEDI：放射能影響予測）が公表されなかったことにより、放射線量が比較的低かった海岸部の津波被災者を助けに行けなかった。本来なら助けられる命を助けられなかった。救助に向かえたのは1カ月後である。警察や自衛隊は完全防護服を着ていたので、国・県は知っていたのではないか。
- ・スピーディーが公表されなかったことで、結果的に放射線量が高い所へ避難することになった。
- ・震災時住基台帳人口21,434人、現在18,500人である。震災後は転入を受け付けず、約3,000人が転出と死亡（約1000人）で減少した。
- ・要介護・要支援認定者は、震災前の909人から1,410人に増加した。
- ・原発事故における実効ある避難計画の策定は不可能だ。
- ・現在は、除染作業員が不足している。仮置場の確保が進まないで、除染作業も遅れている。このためバランスがとれている状況でもある。
- ・住民意向調査では、戻りたいは2割で、70歳以上が多い。戻らないは4割で、40歳以下が多い。判断がつかないも4割ある。
- ・復旧・復興の対象=失ったものの大きさ、失う前は分からなかった「あたり前の幸せ」と「ふるさと」の大切さを痛感した。
- ・「復興」とは、帰る・帰らないではなく、一人一人の暮らしの再建である。
- ・「復興が進んでいる」、「被害の矮小化」との認識もあるが、まだ終わっていない、続いている。
- ・一番望むことは、災害はまだ終わっていないことを認識してほしいことである。
- ・上・下水道、電気などのインフラ整備がカギである。
- ・議会は震災時、3月定例会開会中であつた。機能不全に陥ったが、議会として対応するため3月30日緊急議員集会をした。議会事務局も復興が優先されるので議員自らが動いた。
- ・議会で4月4日、国・東電に要望の申入れを行った。東電は、最初は裏口から入れようとした。（マスコミ対応）
- ・議員が、震災発生1カ月後、住民の不満・要求の聞き取りをまず行った。
- ・議会では現在までに「浪江・小高原子力発電所誘致決議を白紙撤回する決議」「東京電力福島原発の廃炉を求める決議」など17本の意見書と決議を行っている。

30日（水）

二本松市から車で浪江町本庁舎に向かう。川俣町と浪江町の境で検問所を通過し帰還困難区域に入る。帰還困難区域への立ち入りは、事前に申請し許可が必要である。帰還困難区域の入口（出口）は、検問所が設置されており、免許証等の身分証明が必要。帰還困難区域内の道路とその周辺の除染作業が行われている。

線量計は $0.3\mu\text{Sv}/\text{時}$ を超えると警報音が鳴る設定。帰還困難区域内は警戒音が鳴り続ける。居住制限区域に出るところで再検問、浪江町市街地に入る。二本松から1時間20分で浪江町本庁舎に到着した。

午前10時30分から午前12時00分 浪江町役場本庁 2階庁議室

対応 小黒敬三議長、岩野善一事務局長、岩野寿長ふるさと再生課長、中田喜久復興事業課長、山本邦一復興再生事務所所長兼帰還準備室長、安部津波被害地対策復興課長
各担当課長から資料に基づき説明を受けた後、質疑応答をした。

【視察内容】

- ・10mを超える津波で4集落565世帯が流出した。うち125世帯が帰還希望している。高台へ30～60世帯規模の住宅整備を3カ所で計画している。
- ・防潮堤は、県事業で実施設計中。基準値より1m高い7.2mで計画している。
- ・原発の廃炉作業の監視業務は、県と関係市町村で行っている。
- ・まず、防災無線の復旧を行った。モニタリングポストは19カ所設置している。
- ・現在も避難指示発出中であり、何かあれば即時避難することになっている。
- ・上下水道は、平成29年3月の帰還目標に備えている。平成28年3月までに復旧する計画。現在、防火用水道を復旧中である。上水道の取水地は4カ所あり、すべて山側にあるが、放射線は検出されていない。
- ・下水は調査に今後1年かかる。掘り返して敷設する計画である。
- ・除染は、汚染程度によって深さが違うが、 $0.23\mu\text{Sv}/\text{時}$ （＝ $1\text{mSv}/\text{年}$ ）未満になるようにする。国直轄事業で平成25年度完了の予定だったが、いまだにめどがついていない。町内の事務所には環境省から2人駐在している。
- ・山林部分の除染は、生活圏から20mの範囲。手法が確立されていない。表層の草を除くと上方から汚染物が流出してくる問題がある。
- ・除染物の仮置場は住民の同意が必要である。同意は、避難先が県内外の違いや賠償区域の違いによる意識の差があり、問題がある。
- ・職員数は、正規160数名である。災害前より派遣や臨時職が増え、全体で1.5倍になっている。
- ・漁業は、川魚はダメである。昔は鮭がのぼってくる川であった。
- ・家屋の修繕は、業者が少なく進んでいない。放射線量の高い場所は避けられる傾向にある。
- ・復興は、帰還準備区域となった東部の市街地を復興拠点とし、そこから西方へ居住制限区域、西部の帰還困難地域である山間部（津島地区）へ向かう計画である。
- ・海岸部から、防災林、災害廃棄物仮置場、太陽光発電、防災集団移転候補地、新たな住宅地、浪江町役場、既存中心市街地の再生を配置し、復興拠点を足掛かりに、居住制限区域、帰還困難区域に、段階的に整備地域を拡大していく計画である。

浪江町内の現地視察 午後1時から2時

浪江町の海岸部、帰還準備区域の下水道処理施設、マリナーパークなみえの被災瓦礫・家庭

内可燃ごみ保管場所、請戸漁港・津波被災現場、除染作業現場を視察した。

- ・下水処理場は、60 c m地盤沈下し、配管がずれた。電気と機械の施設は、放射能汚染により3年余り放置せざるを得ず、使えなくなった。賠償は、原発に起因する部分は東電、地震による被害は国と原因により振り分けて請求する必要がある。
- ・沿岸部は、いたる所に漁船が打ち上げられ、車があちこちに散在したままであり、かつて宅地だったところは土台だけを残し雑草がおい茂っていて、大震災当日のままである。
- ・除染現場は、議長の自宅を訪れた。希望者から除染作業が行われている。庭の土の入れ替え作業が完了していた。隣接の住宅は、屋根の除染作業が行われていた。

(2) 桑折町

8月1日(金) 8時50分から午前12時 桑折町役場会議室及び現地視察
対応 高橋宣博町長(あいさつ)、片平秀雄副議長、渡邊美昭参事兼総務課長
テーマ 「大地震と原発事故の被害と復興の取組について」

① 桑折町役場での研修

高橋宣博町長、片平秀雄副議長のあいさつの後渡邊美昭参事兼総務課長による説明を受けた。

- ・桑折町は、福島県中通り地方北部、宮城県境に近く、福島第1原発から65～75km圏である。
- ・奈良平安時代に郡家(郡役所：ぐうけ・こおりや)があったのが町名の由来。仙台伊達藩発祥の地。半田銀山。東山道の要衝地にある宿場町・養蚕地帯として時代を重ねてきた。
- ・人口12,853人、4,036世帯(平成22年10月)。基幹産業は農業で、桃・りんご・プラム・柿などの果樹栽培が盛ん。工業団地に自動車部品製造などの企業がある。
- ・地震時の震度は6弱であり、2,000棟が解体した。
- ・原発事故直後 $6.8\mu\text{Sv}/\text{時}$ になった。
- ・福島県全体が安全神話にドップリつかっていた。特に中通り地方は原発に無知だった。放射能汚染は風向きにより、北西方向に流れ、県境の山にぶつかって中通り地方の南に広がった。原発からの同心円距離ではなく風向きが問題である。
- ・浪江町からの避難者は約300人である。
- ・町の取り組みは、被災者の受け入れ、応急仮設住宅建設、放射能対策、除染、除去物の仮置場、農作物の放射能低減化、食品放射能測定、被ばく検査など健康管理、対策推進町民会議、申し立て、災害公営住宅建設、相互応援協定、風評被害対策である。
- ・特に若い母親たちが対策を求める声があり、保育所から中学校までエアコンを設置した。
- ・ホールボディカウンターを設置した。
- ・特産の桃の木は高圧洗浄をした。あんぽ柿は線量が高く、3年でやっと一部クリアし始めた。
- ・食品をつぶさずに放射能値を測定できる、非破碎式食品放射能測定機を導入した。マツタケを切っては商品にならないことから。
- ・福島・島根ともに古い原発。県名と同名の原発である。災害が発生すれば、全県が風評被害にあう。
- ・全町域が $1\text{mSv}/\text{年}$ 以上になったので、全町、除染で $1\text{mSv}/\text{年}$ ($0.23\mu\text{Sv}/\text{時}$)未満にする。宅地除染は県内一早く行った。41カ所に仮置場を設置した。
- ・役場職員100人のうち10人が原発対策(除染と賠償)の事務にあたっている。
- ・原発事故はいったん起きればどうしようもない。再生可能エネルギーでやっていくべきだ。

② 桑折町の現地視察

除染作業現場、食品放射能測定所、桃の集荷場、除染除去物の仮置場

- ・ 除染は、放射線量により表土を3センチから5センチまで撤去。1センチ違っても量かなり違ってくる。必要な量を測定し実施している。
- ・ 食品放射能測定所は、上記食品放射能測定機がある場所。5分程度で測定できる。機械は1台。300万円程度である。
- ・ 桃の出荷場は、今がピークで多くのお客さんが訪れていた。
- ・ 除染除去物の仮置場は、住宅の隣接地。官有地である。当初住民の反対もあったが、同意を得ている。同地域から出たもののみを置いている。

6 所 見

- ・ 実際に当事者の声を聞き、現地を視察することの意義を実感した。
- ・ 雲南市と同じ原発立地隣接周辺自治体と遠隔自治体の様子を知ることができた。
- ・ 災害は、地震、津波、原発事故・放射能汚染の複合災害になる。
- ・ 「事故が起こる前は、原発は事故を起こさないと思っていた。」「原発事故はいったん起きればどうしようもない」「問いたい。原発が本当に必要なのか。」との言葉が強く印象に残っている。福島県内は反原発で一致している。
- ・ 島根県・雲南市も、原発、エネルギー、災害対策について、現実的に、真剣に考え、対策をとらなければならないと痛感した。